

都市生協

一職員は全職員のために 全職員は一職員のために

vol. 132 2022年7月



編集／発行

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2

全国都市会館内 電話 03 (3262) 0869

FAX 03 (3262) 2795

URL <http://www.toshiseikyo.or.jp>

令和4年度通常総代会を開催



令和4年度通常総代会は、6月23日に東京都千代田区平河町の全国都市会館において開催し、令和3年度事業報告、決算、令和4年度事業計画、予算及び役員の選任の提出議案のすべてが原案のとおり承認、可決されました。

目 次

令和4年度 通常総代会を開催	1
通常総代会あいさつ	
全国都市職員災害共済会会長(千歳市長) 山口幸太郎	2
厚生労働省 消費生活協同組合業務室 室長 井上 宏	3
「自動車共済のこれからを考える」	4
令和4年4月から地震災害見舞金の支給基準を改正	6
ホームページをリニューアル	6
令和3年度 利用分量割戻しについて	6
「自転車事故等における個人賠償責任保険制度等」のご案内	7
退職者組合員制度について	7
承継組合員制度について	7
令和3年度 事業実績	8
令和3年度 貸借対照表	9
令和3年度 損益計算書	9
令和3年度 剰余金処分	9
令和3年度 新規取扱市	9
令和4年度 共済事業計画	10
令和4年度 収支予算	10
本会からのお願い	10
〔・転居された場合は必ず住所変更等手続きをお願いします。〕	
〔・「共済金が使え」と勧誘する住宅修理業者に注意しましょう。〕	
本会の共済事業	11
健康コラム	12
編集後記	12

《通常総代会》

I 日時及び場所

- 1 日時 令和4年6月23日(木) 午後3時
- 2 場所 全国都市会館

II 総代総数及び出席総代数

- 1 総代総数 877人
- 2 出席総代数 714人
(書面による出席を含む。)

III 議事の概要

- 1 山口 幸太郎 会長(千歳市長)及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 井上 宏 室長のあいさつの後、議事に入りました。
- 2 議長及び議事録署名人の選任

議長に全国市長会支部総代の村上 賢治氏が選任され、議長は、議事録署名人に全国市議会議長会支部総代の目黒 宏康氏並びに香川県市長会支部総代の栗田 康市氏を指名しました。

3 議案の審議

各提出議案は、審議の結果いずれも原案のとおり承認又は可決されました。

〈提出議案〉

- 第1号議案 令和3年度事業報告書
- 第2号議案 令和3年度貸借対照表・損益計算書
- 第3号議案 令和3年度剰余金処分（案）
- 第4号議案 令和4年度共済事業計画（案）
- 第5号議案 令和4年度収支予算（案）
- 第6号議案 役員の選任

現任役員は次のとおりです。

〈全国都市職員災害共済会役員〉			
会 長	千 歳 市 長	山 口 幸太郎	
(代表理事)			
副 会 長	立 川 市 長	清 水 庄 平	
同	天 理 市 長	並 河 健	
同	阿 久 根 市 長	西 平 良 将	
常 務 理 事	全国都市職員災害共済会	鶴 見 順	
(代表理事)	事 務 局 長		
理 事	北海道市長会事務局長	出 井 浩 義	
同	山 形 市 長	佐 藤 孝 弘	
同	青森県市長会事務局長	小 鹿 継 仁	
同	金 沢 市 長	村 山 卓	
同	石川県市長会事務局長	桶 田 光 一	
同	埼玉県市長会事務局長	杉 野 勝 也	
同	豊 田 市 長	太 田 稔 彦	
同	愛知県市長会事務局長	相 津 晴 洋	
同	奈良県市長会事務局長	石 井 一 良	
同	尾 道 市 長	平 谷 祐 宏	
同	広島県市長会事務局長	金 光 義 雅	
同	宿 毛 市 長	中 平 富 宏	
同	徳島県市長会事務局長	児 島 正 実	
同	鹿児島県市長会事務局長	岸 尾 隆	
監 事	南 足 柄 市 長	加 藤 修 平	
同	碧 南 市 長	瀬 垣 田 政 信	



令和4年度通常総代会 会長 あいさつ

全国都市職員災害共済会
会長（千歳市長）

山口 幸太郎

私は、会長を務めております千歳市長の 山口 幸太郎でございます。

令和4年度の通常総代会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

併せて、日頃より本会の共済事業につきまして、格別のご尽力、ご協力を賜っておりますことに対し、心より感謝申し上げます。

また、本日の総代会には、公務ご多忙の中、厚生労働省 地域福祉課の井上消費生活協同組合業務室長様に、ご臨席を賜っております。

井上様には、後ほど、ご挨拶を賜りたいと存じます。

さて、全世界の日常生活や経済活動に多大な影響を与えております新型コロナウイルスの感染拡大は、今年で3年目を迎えておりますが、なお収束の

見通しがたたない状況が続いております。

この様なコロナ禍の中において、国内では一昨年度のような大型台風等による甚大な暴風雨被害はありませんでしたが、7月からの豪雨や日本海側を中心とした豪雪被害など、引き続き、自然災害が全国各地で発生しております。

新型コロナにより影響を受けられた皆様、また、自然災害により被災されました都市並びに都市職員の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本日の総代会におきましてご審議いただく議案は、お手元に配布しております「令和4年度 通常総代会議案」のとおりであります。事業の実施状況等につきまして、若干述べさせていただきます。

本会共済事業の契約者数は、自動車共済事業及び風水雪害特約共済事業においては、制度内容の

浸透や、近年、多発している自然災害等を背景に引き続き増加傾向にあり、また、自動車の契約者数・契約台数とも堅調に増加してきております。

一方、火災共済事業におきましては、現職組合員の退職脱退等によりまして、減少傾向にあります。

共済金の支払いにつきましては、火災共済では、一昨年度のような大型台風等による大規模な暴風雨被害が少なかったこと、また、自動車共済では、高額な支払い案件が少なかったことから、両事業とも、例年並みの支払状況となっております。

このような中、令和3年度の決算では、特約共済事業を含めた全ての事業において、割戻しや各種の積立をご提案できるなど、事業全体では、事業運営の健全性が確保されたところであり、関係各位のご尽力とご協力に、心から感謝申し上げる次第であります。

本会の共済事業は、これまでも、組合員各位の相互扶助により発展を遂げてきており、令和元年7月からは「承継組合員制度」を、また、昨年4月からは「自転車事故等に対応する個人賠償責任保険」及び「傷害補償保険」をスタートさせるなど、組合員サービスの向上に努めてきております。

今後とも、役職員が一丸となって健全経営を図りつつ、組合員の確保と制度内容の充実に、より一層努力してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を、切にお願い申し上げます。

最後に、本日の会議が有意義に、かつ、円滑に進みますようお願い申し上げますとともに、全国各市の益々のご発展と、都市職員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、開会のご挨拶といたします。

令和4年度通常総代会 厚生労働省あいさつ

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室 室長

井上 宏

ただいまご紹介いただきました、厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室長の井上でございます。

本日は、生活協同組合全国都市職員災害共済会 令和4年度通常総代会にお招きいただき、誠にありがとうございます。総代会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、貴組合におかれましては、近年多発している自然災害に対し、災害で被災された方々への共済金の迅速な支払いにご尽力されるとともに、共済掛金の払込期間の延長を行うなど、被災者の方々に寄り添った措置を講じていただき、この場を借りて心より感謝を申し上げます。

貴組合は、相互扶助の精神に基づき、全国の都市職員の皆様方の生活の安定と文化的経済的改善向上を図ることを目的として、「人と人との結合」という組合員の協同意識を大切に、火災共済事業及び自動車共済事業を展開されてこられました。

昭和33年に設立されて以来、60年を超える長きに渡り、事業を運営されてこられたのも、ひとえに、本日ご臨席の皆様方をはじめ、全国の組合員及び貴組合を支えてこられた多くの方々のご尽

力の賜であると考えております。

現在、我が国は、人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニティの脆弱化が進み、地域社会においては、人々が様々な生活課題を抱えております。

こうした中、厚生労働省では地域住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることによって地域をともに創りあげる「地域共生社会の実現」に向けた支援体制づくりを進めております。

生協は、地域を支える重要な担い手であり、その各種事業や活動は、地域共生社会の実現を図る取組の先駆けとも言え、また、相互扶助の理念についても、地域共生社会の理念に通ずるものと考えております。

貴組合におかれましては、引き続き組合員の生活の安定と向上に向けて、共済事業の健全な運営にご尽力頂くとともに、地域共生社会づくりにご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴組合の益々のご発展と、本日ご臨席の皆様方の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

「自動車共済のこれからを考える」

社会福祉士 村川 真一

はじめに

2018年から執筆をさせていただいております社会福祉士の村川真一と申します。引き続きどうぞ宜しくお願い致します。

まず、長引いております新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状態が続いておりますが、読者である組合員の皆様、関係者の皆様方におかれましては、ご自愛のほど心よりお祈りさせていただきます。

昨年は、協同組合が実施している火災共済、火災保険についてその歴史を振り返りながら触れさせていただきましたが、今年は、共済事業や保険事業として、20世紀から今日まで発展し、展開を続けている自動車保険、自動車共済についてお話をさせて頂きたいと思います。

1 日本における自動車保険、自動車共済事業のあゆみ

はじめに、自動車保険、自動車共済の対象となる自動車の歴史について、簡単に触れてみたいと思います。現在、主流となっているガソリン自動車は、1886年頃にドイツ人のゴットリープ・ダイムラー、カール・ベンツによって開発、販売されました。日本では、1898（明治31）年に初めて、海外からガソリン自動車を持ち込まれ、1907（明治40）年には、日本初の国産ガソリン自動車が生産されました。その後、第二次世界大戦後の高度経済成長、1963（昭和38）年の名神高速道路開通、1964（昭和39）年の東京オリンピック、1968（昭和43）年の東名高速道路開通、1970（昭和45）年の大阪万博開催を契機に日本経済が大きく発展し、経済発展に欠かせない自動車への需要が一層高まったことが自動車普及を後押しする要因となりました。一般社団法人自動車検査登録情報協会

の資料によると、1968（昭和43）年には、自動車登録台数が1,000万台を超え、その後毎年増加し続け、令和3年3月末においては、8,200万台（このうち乗用車は約6,190万台）を超えているということです。

このような背景の中、日本初の自動車保険は、1914（大正3）年に東京海上保険株式会社で発売された保険とされています。当時の日本には、1,000台ほどの自動車しかなく採算が合わないものでしたが、自動車保険という新規の分野への進出となりました。現在、自動車保険、自動車共済といえば、中心となっているのは、対人保険（対人賠償責任保険）、対物保険（対物賠償責任保険）、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）といった責任保険ですが、自動車保険創設当時は、自動車そのものの自体が相当高価な貴重品であったため、車両保険が中心で、日本で賠償保険が誕生したのは、1965（昭和40）年代前半でした。その後、自動車保険は、商品やサービスが進化し、1968（昭和43）年には、他車運転危険担保特約、自動車運転者損害賠償責任保険（ペーパードライバー保険）が登場し、他人が所有する自動車を運転する者のリスクを担保することが可能となり、1974（昭和49）年には、保険会社による示談交渉サービスが導入されました。近年では、1998（平成10）年に人身傷害保険が、2000（平成12）年に弁護士費用等補償特約（自動車保険の保険契約者等が自動車事故の被害者となった際に、弁護士費用等を補填する特約）が発売されています。

次に、自動車保険の保険料率について少々触れさせていただきます。1964（昭和39）年に、料率団体法という法律に基づき、自動車保険および自動車損害賠償責任保険事業の健全な発達を図り、保険契約者等の利益を保護するために公正な料率を算出することなどを目的として自動車保険料率

さて、自動車共済事業については、1975（昭和50）年に全国共済商工協同組合連合会（全済連）及び、全日本火災共済協同組合連合会（日火連）が自動車事故見舞金共済事業を実施しました。その翌年の1976（昭和51）年10月1日から、生活協同組合全国都市職員災害共済会においても、全国の都市職員を対象に、自動車共済事業を開始しています。

おわりに、自動車保険、自動車共済のこれからのことについて少々考えてみたいと思います。上述しましたように自動車の台数は、年々増加傾向

〔参考・引用資料〕

- ・生活協同組合全国都市職員災害共済会ホームページ
- ・トヨタ自動車のクルマ情報サイト GAZOO 自動車誕生から今日までの自動車史（前編）
- ・佐野誠「自動車保険の過去・現在・未来」保険学雑誌第 648 号（2020 年 3 月）p18-24
- ・小林 篤「保険の歴史－欧州における近代的保険事業の展開」（損保ジャパン日本興亜総合研究所 2018 年）
- ・一般社団法人自動車検査登録情報協会ホームページ

(たてのかぎ)

- (よこのかぎ)

1. 水の上をすいすいと。
5. こんな医者には診てほしくない。
6. 城の周りを囲みます。
7. 三振で…。
8. 水面には輪を描くように広がります。
10. 中には何も入ってません。

1	2		3	4
5			6	
		7		
8	9			
10				

	4			3			2	
			3	6		7		9
9	1	6		2		4	7	5
	9	5			2	3	8	6
					9			4
7	2			5			3	
3	8			1	4	6		7
					5			
	6	1	3		2	9		4

5

令和4年4月から地震災害見舞金の支給基準を改正

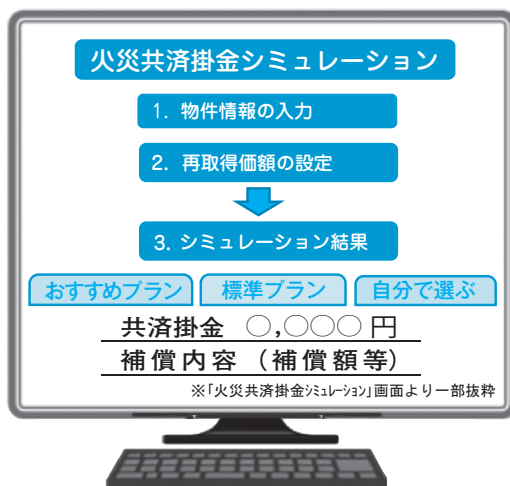
近年、東日本大震災をはじめ、熊本地震、大阪府北部地震、福島県沖地震など、大規模な地震が頻発している状況に鑑み、組合員等の生活の安定と向上に資するため、令和4年4月1日から地震災害見舞金の支給基準（1口当たり支給額）を下表のとおり改正いたしました。（100万円限度）

なお、施行日前に生じた地震による損害については、従前の支給基準が適用となります。

地震災害見舞金支給基準

令和4年3月31日まで		令和4年4月1日から	
損害の割合	1口当たりの支給額	損害の割合	1口当たりの支給額
全 部	10,000	全 部	20,000
1/2 以上	7,000	1/2 以上	12,000
1/3 以上	5,000	1/3 以上	8,000
1/3 未満	2,000	1/3 未満	3,000

ホームページをリニューアル



組合員等のさらなる利便性の向上を図るため、ホームページの全面リニューアルを行いました。「共済掛金シミュレーション」をはじめ、引き続き共済事業の概要を掲載するほか、適宜「最新の情報」及び「お知らせ」等を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

火災共済・自動車共済の『共済掛金シミュレーション』等

★『火災共済掛金シミュレーション』のリニューアルを行い、新しく「おすすめプラン」「標準プラン」を提案するとともに更に「自分で選ぶ（設定する）プラン」もご用意しました。
⇒ 数カ所入力するだけで簡単に試算できますので、加入をご検討中の方も、既にご加入されている方もぜひ一度ご試算ください。

★ 共済金等の請求手続きに必要な各種請求書等の印刷ができますので、併せてご活用ください。

スマートフォン等からは ⇒



ホームページアドレス <http://www.toshiseikyo.or.jp>

全国都市職員災害共済会

検索

令和3年度 利用分量割戻しについて

令和4年度通常総代会におきまして、令和3年度決算における剰余金の利用分量割戻しが次のとおり議決されました。

また、今回の利用分量割戻しは、令和4年3月31日現在の契約口数（台数）に応じて割り戻され、同議決により個人毎の出資金に振り替えてお預かりさせていただいております。

なお、お預かりしております出資金につきましては、組合を脱退される際に一括してお返しいたします。

※この方法に依ることのできない特段の事情がある方は、本部事務局までご連絡ください。

＜利用分量割戻金の額＞

- | | | |
|--------------|---------------|--------|
| (1) 火災共済基本契約 | 1口当たりの割戻金の額 | |
| | 木造 | 80円 |
| | 耐火造 | 65円 |
| (2) 火災共済特約契約 | 1口当たりの割戻金の額 | 15円 |
| (3) 自動車共済契約 | 1台当たりの割戻金の額 | |
| | 普通及び小型乗用車 | 2,200円 |
| | 軽四輪乗用車 | 1,000円 |
| | 自動二輪車（原付を含む。） | 600円 |

「自転車事故等における個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内

本制度は、東京海上日動火災保険株式会社が提供し、本会が契約者となって組合員の皆様にご利用いただく制度です。

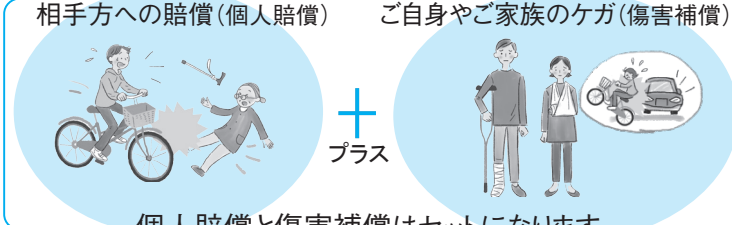
【加入資格】火災共済もしくは自動車共済にご加入の組合員（現職組合員・退職者組合員）

【保険期間】申込日の翌月 1 日午前 0 時～令和 5 年 4 月 1 日午後 4 時まで（初年度）※次年度以降は原則自動更新

【締 切 日】毎月 20 日（※加入初年度は申込日によって補償開始月および保険料が異なります。）

相手方への賠償（個人賠償）

ご自身やご家族のケガ（傷害補償）



プラス

自転車事故等への備えは
大丈夫ですか？

個人賠償と傷害補償はセットになります。

月額換算
約 343 円～

保険料は年齢問わず年額 4,120 円～

※ご自身の世帯にあわせ 6 パターンから選択できます。

【保険料・補償内容等】下記からアクセスしていただき「団体総合生活保険パンフレット」をご覧ください。

スマートフォン等からは ⇒



パソコンからは、下記 URL にアクセスして下さい。

<http://www.toshiseikyo.or.jp/dantai/bycle.pdf>

【申込手続き】ご加入は、すべてインターネット経由のみでの手続きとなり、お支払いはクレジットカードのみの取扱いとなります。※書面による加入手続きは一切できませんのであらかじめご了承ください。

スマートフォン等からは ⇒



パソコンからは、下記 URL にアクセスして下さい。

<http://ezoo.jp/ds5/A0097280000122042111>

【お問い合わせ】下記の取扱代理店、または、引受保険会社をお願いします。

《取扱代理店》

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
公務広域法人部（担当：藤巻・當銘（とうめ））
TEL03 (3243) 7025（9 時～17 時/土・日・祝日は除く）

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社
担当課：広域法人部 法人第一課
TEL03 (3515) 4147（9 時～17 時/土・日・祝日は除く）

2022 年 6 月作成 22-TC01666

退職者組合員制度について

現職のときに加入されている火災共済、自動車共済につきましては、退職後も退職者組合員として引き続きご利用いただけます。また、現職時に火災共済に加入しておられた方が、退職後に新たに自動車共済に加入することや、反対に自動車共済に加入していて、新たに火災共済に加入することもできます。加入手続き等については、所属支部のご担当者へご確認ください。

承継組合員制度について

万一、組合員（現職組合員・退職者組合員）がお亡くなりになった場合に、その配偶者が承継組合員として、組合員が加入されていた共済契約を引き続きご利用頂くことができます。

承継組合員の資格 死亡された組合員の配偶者

承継できる共済契約

- ・組合員が死亡時に契約していた火災共済契約（組合員の扶養親族が所有する物件を含みます。）
- ・組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約（組合員と同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。）

申請期間 組合員が死亡した翌日から、組合員が締結していた共済契約期間満了の 3 か月後まで。

申請方法 「承継組合員加入承認申請書」によりお申し込み下さい。申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

※この制度は、組合員が死亡される前に手続きすることはできませんので、予め本制度の内容についてご家族にお伝え頂きますようお願い申し上げます。

令和3年度 事業実績

令和3年度の事業計画に基づき実施した事業の実績は次のとおりです。

火災共済事業

区 分		2 年 度	3 年 度	比較増△減
基 本 分	契 約 者 数 (人)	138,659	135,340	△ 3,319
	現 職 組 合 員	38,592	36,401	△ 2,191
	退職者組合員	100,067	98,939	△ 1,128
	契 約 口 数 (口)	6,854,874	6,706,524	△ 148,350
	建 物	4,564,237	4,482,098	△ 82,139
	動 産	2,290,637	2,224,426	△ 66,211
	共 済 掛 金	1,996,646 千円	1,951,907 千円	△ 44,738 千円
風 水 雪 害 特 約 分	火 災 共 済 金	375,601	299,969	△ 75,632
	風 水 雪 害 共 済 金	179,202	123,910	△ 55,291
	臨時費用等共済金	93,330	71,995	△ 21,334
	災 害 死 亡 共 済 金	1,537	7,800	6,262
	災 害 等 見 舞 金	10,335	16,828	6,493
	解 約 返 戻 金	2,714	2,496	△ 218
	計	662,721	523,000	△ 139,721
風 水 雪 害 特 約 分	契 約 者 数 (人)	37,458	38,191	733
	現 職 組 合 員	10,544	10,412	△ 132
	退職者組合員	26,914	27,779	865
	契 約 口 数 (口)	2,043,301	2,085,351	42,050
	建 物	1,389,454	1,423,158	33,704
	動 産	653,847	662,193	8,346
	共 済 掛 金	304,872 千円	311,121 千円	6,248 千円
特 約 分	特 約 共 済 金	351,822	232,787	△ 119,034
	臨時費用等共済金	66,343	42,564	△ 23,778
	解 約 返 戻 金	366	315	△ 51
	計	418,532	275,666	△ 142,865

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しています。(以下同じ)

自動車共済事業

区 分		2 年 度	3 年 度	比較増△減
契 約 者 数 (人)	契 約 者 数 (人)	60,787	62,569	1,782
	現 職 組 合 員	42,467	43,209	742
	退職者組合員	18,320	19,360	1,040
	契 約 台 数 (台)	90,451	95,925	5,474
	普 通 ・ 小 型 乗 用 車	39,521	41,420	1,899
	軽 四 輪 乗 用 車	31,363	33,535	2,172
	自 動 二 輪 車 (原動機付自転車を含む)	19,567	20,970	1,403
共 済 掛 金		1,796,224 千円	1,904,641 千円	108,416 千円
共 済 金		806,664	889,264	82,599
解 約 返 戻 金		12,289	11,428	△ 860
計		818,954	900,692	81,738

令和3年度 貸借対照表

令和4年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
現金及び預金	767,108	共済契約準備金	5,495,278
有価証券	40,254,724	その他共済負債	429,244
未収収益	134,727	未払費用	32,058
その他資産	391,211	その他負債	209,254
業務用固定資産	299,114	引当金	178,424
繰延税金資産	1,001,435	価格変動準備金	161,826
		負債合計	6,506,086
		(純資産の部)	
		組合員資本	36,363,586
		出資金	6,242,660
		法定準備金	6,578,906
		任意積立金	22,255,519
		当期末処分剰余金	1,286,500
		(うち当期剰余金)	(1,220,230)
		評価・換算差額等	△21,350
		純資産合計	36,342,235
資産合計	42,848,322	負債・純資産合計	42,848,322

令和3年度 損益計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科 目	金 額
経常損益	千円
経常収益	6,778,729
受入共済掛金収入	4,167,669
共済契約準備金繰入額	1,993,263
資産運用収益	615,811
その他経常収益	1,985
経常費用	5,325,499
支払共済金等	1,699,359
共済契約準備金繰入額	2,052,774
資産運用費用	3,781
事業経費	1,563,920
その他経常費用	5,664
経常剰余金	1,453,229
特別損益	
価格変動準備金繰入	20,360
税引前当期剰余金	1,432,869
法人税等	208,345
法人税等調整額	△4,293
当期剰余金	1,220,230
当期首繰越剰余金	49,441
異常災害特別積立金目的取崩	—
災害等見舞金積立金目的取崩	16,828
当期末処分剰余金	1,286,500

令和3年度 剰余金処分

科 目	金 額
I 当期末処分剰余金	1,286,500,477 円
II 当期処分額	1,223,900,870
利用分量割戻金	696,900,870
火災共済基本分割戻金	528,379,605
火災共済特約分割戻金	31,280,265
自動車共済割戻金	137,241,000
任意積立金	527,000,000
異常災害特別積立金	140,000,000
災害等見舞金積立金	359,000,000
自動車事故特別積立金	28,000,000
III 次期繰越剰余金	62,599,607

令和3年度 新規取扱市

令和3年度中に次の支部が取扱を開始されました。これらの支部で一方の共済に加入されている組合員(退職者組合員を含む)は、新たに開始された共済事業も利用できますので、ぜひこの機会にお申し込みください。

区 分	市	団 体
火災共済	平川市、萩市、小城市、始良市	駿東伊豆消防組合、地方独立行政法人玉野医療センター、幡多中央消防組合
自動車共済	つがる市、那須烏山市、尼崎市、始良市	鳥取県西部広域行政管理組合、香南清掃組合、久留米広域市町村圏事務組合、ふくおか県央環境広域施設組合、宇城広域連合

令和4年度 共済事業計画

令和4年度の事業運営に当たっては、協同互助の精神に基づき組合員の生活の安定と向上に資するため、本部、支部が一体となって計画的かつ効率的な事業展開に努めることとしております。また、事業運営の一層の基盤強化を図るため、組合員の加入促進を積極的に行うとともに、組合員に対して適時適切な情報提供に努めるなど広報活動の充実に努めることとし、各共済事業の目標は、次のとおりです。

(1) 火災共済事業	契約者数	135,000人
	契約口数	6,710,000口
(2) 自動車共済事業	契約者数	64,000人
	契約台数	100,000台

令和4年度 収支予算

収入の部	科 目	金 額	支出の部	科 目	金 額
		千円			千円
収入の部	受入共済掛金収入	4,274,282	支出の部	支払共済金等	2,136,989
	共済契約準備金戻入	2,039,789		共済契約準備金繰入	2,089,000
	資産運用収益	410,065		事業経費	1,774,096
	その他経常収益	1,670		寄付金	5,000
	当期首繰越剰余金	65,000		価格変動準備金繰入	19,000
	災害等見舞金積立金目的取崩	200,000		予備費	766,721
	収入合計	6,990,806		法人税等	200,000
				支出合計	6,990,806

組合員の皆さま 本会からのお願い

転居された場合は必ず住所変更等の手続きをお願いします。

お引越し等で住所が変更になった場合や移転改築等で契約物件に変更が生じた場合は、速やかに住所変更等の手続きをお願いいたします。本会では、お届けいただいているご住所宛に、重要なお連絡、手続きに関するお知らせ等をご案内させていただいており、住所変更の手続きがなされていない場合は、重要な書類が届けできず、共済金をお支払いできない場合がありますので、必ずお手続きをお願いいたします。

なお、お手続きを頂く場合、現職の方は、支部でお手続きいただき、退職者の方は、本会へご連絡いただきますようお願いいたします。

「共済金が使える」と勧誘する住宅修理業者に注意しましょう！！

台風・豪雨・地震・大雪など大きな災害の後は、災害に便乗した悪質な住宅修理業者が電話や営業訪問で、「火災共済を使って自己負担なく住宅の修理をしませんか。」「共済金請求の代行費用は、支払われた共済金で対応できますよ。」などと契約及び修繕を促し、高額な工事費用を請求したり、契約をキャンセルすると高額な違約金を請求するなどのトラブルが増えております。また、「老朽化した部分も、台風による災害として、共済金を請求しましょう。」などと、支払い対象となる自然災害とは関係ない部分を含めて、過大に共済金の請求を促すこともあります。そもそも老朽化、経年劣化による建物の損傷は、共済金支払の対象外であり、うその理由による共済金請求は、共済金詐欺に該当するおそれがあります。

このような勧誘をする悪質な業者には、くれぐれもご注意ください。

＜火災共済事業＞

- 低廉な掛金で、大きな補償が受けられます。
- 多発する自然災害に対する補償充実のため、風水雪害特約共済への加入をお勧めしております。

1. 充実した補償内容

(1) 火災共済（基本契約）

建物 4,000万円	最高限度額
動産 2,000万円	合計 6,000万円

＜共済金の支払い対象となる損害＞

- ・火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、航空機からの落下物、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ
- ・風水雪害（600万円限度）
- ・災害死亡（300万円限度）

(2) 風水雪害特約共済

風災、水災、雪災により、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、火災共済の風水雪害共済金（600万円限度）に加えて、風水雪害特約共済金（2,400万円限度）が支払われます。

2. 低廉な掛金額（1口当たり）

＜年額＞

火災共済（基本契約） 補償額：1口当たり50万円	木造 300円 耐火造 200円
風水雪害特約共済	木造、耐火造とも 150円

3. 契約できる建物と動産

組員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物、動産

4. 各種見舞金制度

地震災害見舞金、火災等災害入院見舞金、交通災害入院見舞金等をはじめとする各種見舞金も充実しています。

＜自動車共済事業＞

- 低廉な掛金で、対人賠償、対物賠償ともに無制限の補償が受けられます。
- 示談交渉サービス・24時間事故受付を実施しております。

1. 充実した補償内容

対人・対物賠償	無制限
自損事故傷害	1,500万円（注1）
搭乗者傷害	1,000万円（注2）
無共済等自動車傷害	2億円
他車運転特約	あり（注3）

（注1・3）自動二輪車（原付を含む）は除きます。

（注2）自動二輪車（原付を含む）は500万円。

2. 低廉な掛金額

＜年額＞

普通・小型乗用車	28,000円
軽四輪乗用車	17,000円
自動二輪車（原付を含む）	9,000円

※ 掛金は一律で、年齢区分、等級制度はありません。

3. 契約できる自動車

契約者、配偶者及び契約者と同居の親族が所有する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車です。

なお、ローン利用中の自動車、1年以上契約のリース自動車も契約できます。

4. 運転者の範囲

契約者、配偶者、契約者と同居の親族及び契約者の承諾を得て一時的に運転する者。（年齢制限はありません。）

5. 事故が発生したとき

事故処理サービスセンター又は事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、査定専門員が示談交渉を行います。

なお、事故・故障などでロードサービスを利用される場合のご連絡は、必ずロードサービス受付専用ダイヤルにご連絡ください。

6. 車両保険の加入を希望する方へ

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間の車両保険に、これまでの等級を引き継いで加入することができます。また、本会自動車共済利用者が新たに車両保険に加入される場合は、本会自動車共済契約に係る「加入歴」、「無事故歴」に基づく保険料の割引を受けることができます。

なお、車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。（年一括払）

（注）支部の中には、一方の共済事業しか取扱っていない支部もありますので、ご確認ください。

『脂肪肝について』

東京女子医科大学附属八千代医療センター

消化器外科
消化器内科片桐 聡 (医学博士)
白戸 美穂 (医学博士)

健診で「脂肪肝ですね」と言われたことはありませんか?脂肪肝とは肝臓に過剰な脂肪がついた状態のことです。通常の腹部超音波(エコー)検査で脂肪肝と診断されたら、すでに肝細胞の20~30%以上に脂肪がついています。脂肪肝には主にアルコールの取りすぎで生じる「アルコール性脂肪性肝疾患」と、アルコール摂取は少なく主に食べすぎや運動不足で生じる「非アルコール性脂肪性肝疾患(NAFLD:ナッフルド/ナッフルディー)」があります。アルコール性脂肪性肝疾患は進行すると肝硬変や肝細胞癌を発症することが知られていますが、以前は単なる肥満として重要視されなかったNAFLDの中にも肝硬変や肝細胞癌に進行する「非アルコール性脂肪性肝炎(NASH:ナッシュ)」があることがわかってきました。実はNAFLDは最も頻度の高い肝疾患で、世界の人口の約20%がNAFLDにかかっているといわれています。日本ではNAFLD有病率約25%、その1~2割がNASHです。NASHの2割は肝線維化進行例で、線維化が進むと肝硬変や肝細胞癌のリスクだけでなく、脳心血管イベントや大腸癌・乳癌など肝以外の癌のリスクも増加します。

「私は太っていない」という方も安心はできません。アジアでは「非肥満NAFLD」も多く、アジアにおけるNAFLDの1~2割はBMI25未満です。日本ではBMI23未満のNAFLD有病率10.5%、BMI25未満15%、と報告されており、太ってなくても「20歳の時より10kg以上体重が増えた」「運動

はほとんどしていない」「清涼飲料水や果物をよくとる」という方は要注意です。ちなみにBMI25~28のNAFLD有病率は59%、BMI28~30で84%、BMI30以上は89%なので肥満が悪いことになりません。

では脂肪肝といわれたらどうすればよいのでしょうか?アルコールが原因の脂肪肝ではアルコールを控えめす。NAFLD/NASHでは食事療法・運動療法による生活習慣の改善が重要となります。食事は「低カロリー食30kcal/kg/日程度、炭水化物エネルギー比率50~60%、脂質エネルギー比率20%」が推奨されています。まずは「①1日3食バランスよく、間食はしない②甘い飲み物は我慢、果物は少量にする③就寝2時間前までに食事をすませる」ようにしましょう。運動は「①1回30~60分×週3~4回の有酸素運動②レジスタンス運動(スクワットや腕立て伏せ・ダンベル体操など)」が有効といわれています。おすすめは「①早歩き1日30分②スクワット1日30回」です。7%以上の体重減量で肝組織像が改善し、10%以上の体重減量で肝線維化が改善されるといわれています。半年から1年ぐらいかけて7~10%減量を目指し継続しましょう。

糖尿病・高血圧・脂質代謝異常がある場合はそれらに対する薬物治療も行います。合併症がない場合はビタミンE投与を行うこともあります。

「脂肪肝」といわれたら放置せず、病気と認識してきちんと治療しましょう。

編集後記

市職員並びに組合員の皆様の利便性の向上を図るため、この度、当会はホームページを全面的にリニューアルいたしました。特色としましては、トップ画面を見易くし、「共済掛金シミュレーション」において補償額等をご自身で具体的に設定できるプランをご用意したことで、一層のサービス向上を図りました。未加入の方はもちろん、既にご加入されている方もこれを機に一度ご試算していただければ幸いです。

火災・自動車共済事業は、当会において車の両輪であり低廉な掛金と充実した補償が最大のメリットです。どちらか一方の共済に加入されている方は、支部に取扱窓口があれば、もう片方の共済も利用することが可能ですので、是非とも加入についてご検討賜りたいと存じます。

最近、危惧することの一つが、列島各地において地震が頻発していることです。当会は地震共済は実施しておりませんが、火災共済は「地震災害見舞金制度」を付帯しており、組合員の生活の安定と向上に資するべく今年4月から支給額を引き上げたところであり、微力ながら皆様のお役に立ちたいと考えております。

新型コロナウイルスの感染状況は現在も一進一退を繰り返しており、今後も気を緩めることなく向き合わなければならない状況が続くかと思われます。また、今年に入り世界の一部地域において、不安定かつ不穏な状況が続いております。

役職員一同、切に“安全と平和”を祈念する次第です。

(k.k)

クロスワードパズル (答)あまやどり

み	ず	す	ま	し
や	ぶ		ほ	り
く		あ	う	と
は	も	ん		り
く	う	ど	う	

ナンプレ (答)

8	4	7	9	3	5	1	2	6
2	5	3	6	1	7	4	9	8
9	1	6	2	8	4	7	5	3
1	9	5	4	2	3	8	6	7
6	3	8	7	9	1	2	4	5
7	2	4	5	6	8	3	1	9
3	8	9	1	4	6	5	7	2
4	7	2	8	5	9	6	3	1
5	6	1	3	7	2	9	8	4